

社会福祉法人聖恵会 聖恵デイサービスセンター運営規程（第1号通所事業）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人聖恵会が開設する聖恵デイサービスセンター（以下「事業所」という。が行う第1号通所事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 第1号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、持って利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 聖恵デイサービスセンター
- 2 所在地 広島県竹原市忠海中町三丁目16番1号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助を行う。
- 3 看護職員 4名（非常勤専従1名、非常勤兼務3名）
看護職員は、利用者の健康管理、及び衛生管理を行う。
- 4 介護職員 6名（常勤兼務2名・常勤専従3名・非常勤1名）
介護職員は、日常生活上必要な介護を行う。
- 5 機能訓練指導員 4名（看護職員が兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5月4日から5月5日、8月13日から8月15日、12月31日から1月3日は除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- 3 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分までとする。

(第1号通所事業の定員)

第6条 事業所の利用定員は、指定通所介護、指定介護予防通所介護、第1号通所事業を合わせて、25名とする。

(第1号通所事業の内容)

第7条 利用者の心身機能に着目した改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、次に掲げるサービスを行う。

- 1 日常生活動作の機能訓練
- 2 健康状態の確認
- 3 食事提供
- 4 入浴サービス
- 5 レクリエーション
- 6 送迎
- 7 その他介護に関する相談

(利用料等)

第8条 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、竹原市が定める基準によるものとし、当該第1号通所事業が代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 通常の実施地域を超えて送迎を行う場合は、通常の実施地域を超えた地点から路程1Kmあたり20円を実費として徴収する。
 - (2) 食費 一回あたり600円
 - (3) おむつ代 おむつ50円 リハビリパンツ130円 パット20円
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、竹原市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、次の事項について留意するものとする。

2 従業者は、事前に利用者に対して、下記の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治医からの指示事項等がある場合は申し出る。
- (2) 体調不良がある場合は速やかに申し出る。
- (3) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する事がある。

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員、看護職員、介護職員は、第1号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第12条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、自ら提供した介護予防通所介護計画に位置付けた第1号通所事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 従業者に対する、虐待の防止のための定期的な研修の実施
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

(身体的拘束等の適正化の推進)

第14条 1 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限す

る行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならないものとする。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる事項を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

(5) その他、身体的拘束等の適正化のために必要な措置

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に備えるため、地震等非常災害に対処するための計画を作成し、消防等についても責任者を定め、年 2 回以上、避難訓練その他必要な訓練を行うとともに、非常災害が発生した際もその事業が継続できるよう、他の事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 17 条 第 1 号通所事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 第 1 号通所事業に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修採用後6か月以内

(2) 継続研修年6回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、第1号通所事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月12日付で改正し同日施行する。

この規程は、平成30年5月1日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日付で改正し同日より施行する。

この規程は、令和元年12月1日付で改正し同日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日付で改正し同日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日付で改正し同日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日付で改正し同日より施行する。

この規程は、令和6年2月10日付で改正し同日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日付で改正し同日より施行する。